

# 令和8年度 各種検診の自己負担金減免について

下記に該当する人は、福岡市が実施する各種検診の料金が減免になります。  
 料金徴収で必要書類を提出または提示してください。料金徴収後の返金はできませんのでご注意ください。

**証明書について** 提出が必要な証明書は、受診する検診の数だけ必要です。  
 (例：よかドックと胃がん検診と乳がん検診を受診する場合は、3枚必要)

免除対象者	証明書の種類	
1. 満70歳以上の人	提示	公的機関が発行した満年齢が確認できるもの (マイナンバーカード・運転免許証など)
2. 65歳以上で後期高齢者医療に加入している人	提出	後期高齢者医療資格確認書の写しまたはマイナ保険証
3. 生活保護受給世帯の人	提出	生活保護受給証明書(発行日が3カ月以内のもの)等 各区保護課で、無料で取得できます
4. 中国残留邦人等で 支援給付を受給している人	提出	支援給付の支給のための本人確認証の写し
5. 市民税非課税世帯の人	提出	健康診査用非課税証明書(「健康診査受診料免除申請用」のゴム印が押印されているものに限る)等 健康診査用非課税証明書は各区納税課等で、無料で取得できます ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     非課税証明書についてのお問い合わせ先(各区納税課)                      中央区：電話 718-1049 東区：電話 645-1021                      博多区：電話 419-1022 南区：電話 559-5031                      城南区：電話 833-4024 早良区：電話 833-4318                      西区：電話 895-7013                      (納税課で「健康診査用」であることを伝えてください)                 </div> ※コンビニ交付の証明書は使用できません。 ※納税課発行の非課税証明書の代わりとなるもの ・介護保険料(納入通知書兼)特別徴収通知書の写し <所得段階区分>第1, 第2, 第3所得段階 ・介護保険 負担限度額認定証の写し ・介護保険 特定負担限度額認定証の写し

※令和8年6月1日以降に受診される方は、**令和8年度の証明書**が必要です。

## ※がん検診無料クーポン対象者

福岡市に住所を有し、下記に該当する方は無料になります。  
 (住所、年齢が確認できる身分証明証をご持参ください。令和8年6月頃発行の無料クーポン券をお持ちの方はご持参ください。)

- ・子宮頸がん検診 →平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ
- ・乳がん検診 →昭和60年4月2日～昭和61年4月1日生まれ

## ※40歳・50歳限定 よかドック無料

福岡市国民健康保険加入者の下記の方は、よかドックが無料になります。

- ・今年度中に40歳になる人(昭和61年4月1日～昭和62年3月31日生まれ)
- ・今年度中に50歳になる人(昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれ)